

# 熊本県棚田地域振興計画

令和2年（2020年）2月25日

## 第一 棚田地域の振興の目標

熊本県の棚田地域は、体質強化やスケールメリットを生かした競争力強化には限界がある中山間地域の中でもさらに生産条件が厳しいことから、過疎化や高齢化の進行等に伴う担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、棚田オーナー制度を活用した地元住民やボランティア等の参加による保全活動の実施や、棚田を活用したイベントの開催等により、棚田保全への関心を高めることで地域おこしに取り組んでいる地域もある。このように、棚田は地域振興の核として大きな可能性を有している。

このため、貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組みを通じた関係人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、本計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土利用計画（熊本県計画）、熊本県山村振興基本方針、熊本県過疎地域自立促進方針、熊本県食料・農業・農村計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

## 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

今後さらなる棚田地域の振興を推進するため、関連する分野と連携を高め、以下の施策の積極的な活用を図る。

なお、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や協議会等に対して徹底した情報提供を行うものとする。

#### (1) 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという実態がある。都市住民や若者等の移住・定住を促進するため、市町村や関係団体と連携しながら地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組む。さらに、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、住居や仕事を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備することにより、担い手の確保を推進する。

## (2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等が開催されているものの、開催経費や参加者等の交通費等が大きな負担となっている。そこで、そうした負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図り、児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組みを支援する。

## (3) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

国選定重要文化的景観の山都町「通潤用水と白糸台地の棚田景観」と産山村「阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観」では、選定地域の中で水源と導水施設が棚田と一体化して保護され、地域の生業と文化を伝えている。

また、日本遺産（国認定）の「菊池川流域」では、“米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～”の山間の土地利用を示す構成文化財に複数の井手・棚田が含まれている。

今後も棚田の景観を維持するため、文化財保護制度に基づき、文化的景観等、文化財を保護・活用するための施策の活用を図る。

## (4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増えていることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度や、地元農家ニーズに対応したきめ細やかな基盤整備及び地域営農組織の育成等に資する施策の活用を図る。

また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、農地中間管理機構等を活用した農地集積を進め、高齢化が進行する棚田での農作業の効率化を図っていく。

さらに、棚田地域で生産される農畜産物については、ブランド化・加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。また、くまもとふるさと食の名人、道の駅・直売所及び農産加工グループ等との連携による地域産物の加工販売や郷土料理等の伝承・提供等、食を活用した誘客の促進を図る。

併せて、1次産業の担い手である農林漁業者等が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化及び農商工連携等の取組みを支援する。

## (5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

急傾斜地帯や浸食を受けやすい性状の特殊土壌地帯、地すべり地帯等に形成される棚田の保全を図るため、防災減災事業（農地保全・地すべり対策）等の国土保全に関する施策の活用を図る。

また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークの弱体化が懸念されることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

#### (6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において十分に活用できていない現状があることから、情報発信を行うとともに、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手づくりに資する施策の活用を図る。

また、観光の促進に向け、フットパスやサイクリングコース等での利活用を図るとともに、棚田の周辺における環境整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

#### (7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有していることから、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取り組むよう推進するなど自然環境の保全に資する施策の活用を図る。併せて、棚田の落差を有効利用した小水力発電（棚田発電）の普及を図ることにより、CO<sub>2</sub>を排出しない棚田発電から得た電力を営農や農産品加工に活用し、多面的な環境との共生を推進する。

また、棚田地域周辺の里山林をはじめとする森林は、美しい景観の維持や水源かん養等の環境保全など多面的な機能を有し、適正に整備・保全することで農地等の維持保全に資するものであることから、森林の有する多面的機能の発揮対策及び山村地域の活性化に資する施策の活用を図る。

さらに、生物の多様性の確保、生活環境の保全または農林水産業の健全な発展を図ることを目的に、山間部等に生息するニホンジカとイノシシについて、適正な生息数まで減少させるための捕獲を推進する。

併せて、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、生息環境管理、侵入防止柵の設置、有害鳥獣捕獲及びジビエの利活用を含め、鳥獣被害対策に資する施策の活用を図る。

## 2 熊本県独自の支援施策

### (1) 棚田等の保全及び振興の促進

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組みに対する理解を求めるとして、ふる水・棚田基金を活用し、棚田カードを作成・配布するとともに、日本の棚田百選に認定された11地区の棚田を「熊本県棚田イレブン」として熊本県のホームページやPRチラシ等で周知を図る。

また、同基金を活用し、地域住民活動を推進する地域リーダーである「熊本県ふるさと水と土指導員」を設置し、地域コミュニティの持続・発展を促進するとともに、棚田を活用した都市農村交流や地域活動の取組みを支援する。

## (2) 中山間農業モデル地区の支援

生産条件が不利な中山間地域において、持続可能な中山間地域農業を目指すことを目的として、高単価作物の導入・拡大、鳥獣被害対策、高単価作物の導入を見据えた基盤整備、林産物等による複合収入の確保などの総合的な支援を行う。

令和元年度時点において 32 地区の設定を行い、各地区が策定したモデル地区農業ビジョンに基づき支援を行っているが、今後は、モデル地区の取組内容やビジョンづくりのプロセスをとりまとめた「マニュアル」を作成し、成功事例を県下全域に広げていく。

## (3) 地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進

営農意欲の減退等の原因となる鳥獣被害を防止し棚田を含む農地の保全を図るため、地域が主体となって「生息環境管理」「被害防除」「有害鳥獣捕獲」「捕獲獣の利活用」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進する。「えづけSTOP!」をキーワードに、正しい鳥獣被害対策の理解促進や対策の普及に取り組むとともに、国庫交付金等を活用しながら、市町村（地域協議会）の活動を支援する。

## (4) 地下水と土を育む農業の推進

熊本県の宝である地下水と土を 50 年先、100 年先の未来へ引き継ぐため、棚田地域をはじめとする農村地域における土づくりを基本とした化学肥料及び化学合成農薬の削減、家畜排せつ物の適正な管理や利用の推進など自然環境の保全に資する取組みを支援するとともに、水田の有効活用による地下水かん養の取組等を支援する。また、地下水と土を育む農業に対する県民理解を深め、県民全体による行動を目指すため、関係団体と協働して啓発活動を行うとともに、未来を担う子供たちが農業体験を通して自ら考え、学べる環境を整える。

## (5) その他の取組み

### ① 熊本地域地下水保全対策の推進

熊本地域の地下水は、長期的には減少傾向にあり、地下水保全に向けて、住民、事業者、行政が連携して、様々なかん養対策や節水対策、水質保全対策等を進めている。地下水かん養対策では、かん養力の高い転作水田等を活用した水田湛水事業を実施しており、地下水かん養効果が見込める棚田地域においても取組みを進める。

## ② 市町村景観計画の策定支援

熊本県では良好な景観づくりを推進するため、地域の個性や特色に応じた景観形成の主体となる市町村に対し、景観法に基づく景観行政団体への移行支援を行っており、令和元年時点において、県内 45 市町村中 18 市町村が景観行政団体へ移行している。

今後、棚田地域を抱える市町村について、景観行政団体への移行促進を図り、特色ある棚田景観の保全など市町村による良好な景観形成の取組みへの技術的支援を行う。

## ③ その他

棚田地域においては、国庫補助事業で対応できないような小区画で不整形な水田が多いことから、市町村が実施する小規模な基盤整備等について支援を行う。

また、熊本県では、牛の放牧による耕作放棄地の有効活用に取り組んでいることから、棚田地域でやむを得ず耕作放棄地が発生した場合、放牧条件整備や繁殖雌牛導入等を支援する。同様に、耕作放棄地の有効活用の観点から、早生樹であるセンダン造林についても支援を行う。

## 3 熊本県における推進体制

熊本県では、農林水産部をはじめ、関係部局による庁内連絡会議を設置し、全庁的な連携を図るとともに、棚田地域の振興に関し、情報共有や連絡調整を行う。

また、棚田地域振興法に関する事務については、農林水産部農村振興局むらづくり課を中心に、農村振興局内関係課と連携を図り進めるとともに、地域に身近な広域本部・地域振興局にも窓口を設置し、推進体制の整備を図る。

## 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、熊本県内の棚田地域において横展開を図る。また、熊本県内の棚田地域に関する情報について、広く周知することにより、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、パンフレットの作成や棚田カード、ホームページの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行う。

## 第三 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも綿密に連携しながら、選定することとする。

- 1 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる地域
  - (1) 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田等が荒廃の危機に直面していると認められること

(2) 棚田等の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田等があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

2 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる地域

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、ふる水・棚田基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組みなど先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。